

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株 式 会 社 e n i s h
代表取締役社長 安 徳 孝 平

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権
行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）
午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申しあげます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を  
代理人として、その議決権を行使することが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご  
提出が必要となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネ  
ット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.enish.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益の回復や個人消費の持ち直しの動きがみられ、緩やかな景気回復基調が継続しております。

当社の主な事業領域である、モバイルゲーム事業を取り巻く環境につきましては、引き続きスマートフォンの契約数は順調に推移しており、また国内モバイルゲーム市場についても成長率の鈍化はみられるものの、ネイティブアプリケーション（注）を中心に今後も拡大していく見通しであります。

このような事業環境の中、当社では当事業年度においては、ゲーム事業の強化を目的とした選択と集中を進める中で、ブラウザゲームの「プラチナ☆ガール」を株式会社ビジュアライズへ譲渡いたしました。既存タイトルに関しては、注力タイトルはゲーム内の施策を強化及び運営品質の改善を行い、引き続き売上収益に貢献しておりますが、タイトル譲渡の影響もあり売上高は減少いたしました。

新規タイトルにつきましては、平成29年10月18日に、『樗坂46』初となる公式ゲームアプリ「樗のキセキ」をiOS版/Android版/PC版(Yahoo!ゲーム)を同時リリースいたしました。「樗のキセキ」は、グループが歩んだ成長の軌跡と、メンバーが努力し続けることで起こした奇跡をたどるドキュメンタリーライブパズルゲームであります。10月20日には配信から2日で100万ダウンロード、8日で150万ダウンロード、約1ヶ月で200万ダウンロードを突破する好調なスタートとなりました。さらにイベント等の施策を強化していくことで売上収益が期待されます。引き続き安定した収益基盤の構築に努めてまいります。

非ゲーム事業においては、平成29年6月には、ヤフー株式会社が運営する「Yahoo!ゲーム」のスマートフォン向け人気ゲームアプリをWindows®パソコンで楽しむことができるPC用アプリケーション「Yahoo!ゲーム プレイヤー」が提供開始され、その開発を当社が担当しました。また、ファッションレンタルサービス「EDIST. CLOSET」は、人気スタイリストやアパレルとコラボレーションした旬のコーディネートセットが人気を獲得し、順調に会員数が増加しております。今後も仕事や家事・育児に忙しいすべての女性に、より豊かなライフスタイルを送るサポートができるよう、サービス提供を行ってまいります。

なお、当事業年度において、経営資源を集中する観点から開発を進めてまいりました女性向けタイトルを凍結いたしました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は4,382百万円(前事業年度比11.8%の減少)、営業損失は914百万円、経常損失は911百万円、当期純損失は982百万円となっております。

(注) ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

## ② 設備投資の状況

当社は、従業員の増加及び開発環境の整備に対処するために、26百万円の設備投資をいたしました。設備投資の主な内容は、社員貸与を目的としたPC等の購入であります。

なお、当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

## ③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度において金融機関より短期借入金として600百万円の調達を行いました。当事業年度末の借入実行残高は308百万円であります。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                             | 第 6 期<br>(平成26年12月期) | 第 7 期<br>(平成27年12月期) | 第 8 期<br>(平成28年12月期) | 第 9 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年12月期) |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                                      | 6,452                | 5,482                | 4,970                | 4,382                           |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(百万円)                                 | 151                  | △1,004               | △401                 | △911                            |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(百万円)                             | 22                   | △1,447               | △340                 | △982                            |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△)<br>(円) | 3.19                 | △207.53              | △45.13               | △125.99                         |
| 総 資 産(百万円)                                                      | 3,455                | 2,253                | 2,177                | 1,682                           |
| 純 資 産(百万円)                                                      | 2,866                | 1,619                | 1,685                | 743                             |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)                                        | 413.05               | 224.35               | 215.96               | 89.97                           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属するモバイルゲーム業界につきましては、競争環境が激化しております。

このような状況の下、当社といたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入するとともに、ゲーム事業以外の新規事業を育成することで確固たる収益基盤を確立する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社としましては、以下具体的な課題に取り組んでまいります。

##### ① 確固たる収益基盤の確立

モバイルゲーム市場は、ネイティブアプリケーションを中心に今後も世界規模で拡大していく見通しであります。今後、当社が安定して成長するためには、確固たる収益基盤を確立する必要があり、そのためにも既存の収益基盤の拡大に加えて新たな収益源を確保することが経営上重要な課題であるとと考えております。当社では、今後の成長戦略として以下の3つの方針を掲げております。

##### (a) IPタイトルの強化

平成29年10月にリリースした大型IPタイトル、『欒坂46』初となる公式ゲームアプリ「欒のキセキ」のさらなる成長はもちろんのこと、新たなIPタイトルを獲得することで収益基盤の拡大と安定化を目指してまいります。

##### (b) オリジナルタイトルの強化

当社が創業よりブラウザゲームで培ってきた高い技術力による開発ノウハウ及びきめ細かい運営ノウハウを生かし、市場ニーズに即したオリジナルタイトルをリリースすることで収益基盤のさらなる拡大を図ってまいります。

##### (c) 非ゲーム事業への投資

当社で展開しているファッションレンタル事業「EDIST. CLOSET」をはじめとした非ゲーム事業への投資を進めることで、安定した収益源を確保してまいります。

## ② 海外マーケット展開の強化

国内のモバイルゲーム市場は今後も拡大していく見通しであります。海外のモバイルゲーム市場におきましても「AppStore（注1）」「GooglePlay（注2）」を通じて急速に拡大しております。当社としましては、モバイルゲーム市場における規模・成長性が大きい海外市場への参入として、まずは中国、香港、台湾、韓国等を中心としたアジア市場を中心に、現地のパブリッシャーと連携しサービス展開を積極的に取り組んでいく方針であります。

（注）1. AppStoreとは、Apple社が運営する、iPhone、iPodtouch、iPad向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

2. GooglePlayとは、Google社が運営する、主にAndroid端末向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

## ③ ファッションレンタル事業「EDIST. CLOSET」のサービス強化

ファッションレンタル事業「EDIST. CLOSET」はシェアリングエコノミー市場の拡大及びサービスの認知拡大により順調に会員数が増加しております。さらなる新規会員の獲得と既存会員の満足度を向上させるため、サービスをより一層強化することが重要であると考えております。市場のトレンドや顧客の声を汲み取り、顧客ニーズに即した商品・サービス展開を進めてまいります。

## ④ 優秀な人材確保と育成

当社は、市場の拡大やユーザー嗜好の多様化に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性を分析、把握し、サービスの開発及び恒常的な改善を行うことができる人材の確保、育成が必要と考えております。当社としましては、社内研修の強化、福利厚生の実施を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなサービスを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えております。また、市場でのプレゼンスを高め、当社特有のサービスを通じて会社の魅力を訴求していくことも重要であると考えております。

#### ⑤ サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するコンテンツは、不特定多数のユーザーが登録をしていることから、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保することが、信頼性の向上につながるかと考えております。当社は個人情報保護や知的財産保護のためのガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

#### ⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当事業年度において、依然営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが生じております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、①収益性が高いタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することによる、売上の維持・拡大、②プロダクトポートフォリオの見直し及び品質管理による収益力の強化、③資金調達や資金繰りの安定化、④経費の削減に努めてまいります。なお、平成30年1月11日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権が平成30年2月15日までにすべて行使された結果、1,250,590千円の資金調達をしており、財務基盤の安定化が図られております。これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

| 事業区分      | 事業内容             |
|-----------|------------------|
| モバイルゲーム事業 | モバイルゲームの企画・開発・提供 |

#### (6) 主要な事業所（平成29年12月31日現在）

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

| 事業区分      | 使用人数       | 前事業年度末比増減   |
|-----------|------------|-------------|
| モバイルゲーム事業 | 141 (44) 名 | 13名増 (12名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員は  
( ) 内に年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

| 借入先        | 借入金残高  |
|------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行  | 200百万円 |
| 株式会社東京都民銀行 | 75百万円  |

## 2. 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 12,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 7,801,600株  |
| (3) 株主数        | 8,927名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 安 徳 孝 平                                                                                  | 827,560株 | 10.60%  |
| 公 文 善 之                                                                                  | 827,560  | 10.60   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                                    | 321,900  | 4.12    |
| 高 島 誠 司                                                                                  | 189,800  | 2.43    |
| メリルリンチ日本証券株式会社                                                                           | 119,800  | 1.53    |
| B N Y G C M C L I E N T<br>A C C O U N T J P R D A C I S G                               | 111,900  | 1.43    |
| C H A S E M A N H A T T A N B A N K<br>G T S C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W     | 90,324   | 1.15    |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                              | 78,300   | 1.00    |
| B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M<br>C L I E N T A C C T S M I L M F E | 74,719   | 0.95    |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S                                                  | 64,700   | 0.82    |

（注）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式の内訳は、信託口5が110,700株、信託口2が77,500株、信託口1が59,400株、信託口6が45,500株、信託口が28,800株であります。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                  | 第 3 回 新 株 予 約 権              |
|---------------------------------------------|------------------|------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                  | 平成22年5月14日                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                  | 7,166個                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数       |                  | 普通株式 286,640株                |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                         |                  | 無償                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                  | 新株予約権1個当たり25円                |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                  | 平成24年5月18日から<br>平成32年5月17日まで |
| 主 な 行 使 の 条 件                               |                  | (注) 1                        |
| 保有者数                                        | 取締役<br>(社外取締役除く) | 保有者数 2名                      |

- (注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)
- (i) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
- (ii) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
- (iii) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数
2. 当社は、平成24年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

|                                             |                    | 第 5 回 新 株 予 約 権              |
|---------------------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                    | 平成23年6月30日                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                    | 38個                          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数       |                    | 普通株式 1,520株                  |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                         |                    | 無償                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                    | 新株予約権1個当たり124円               |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                    | 平成25年9月28日から<br>平成33年9月27日まで |
| 主 な 行 使 の 条 件                               |                    | (注) 1                        |
| 保有者数                                        | 取 締 役<br>(社外取締役除く) | 保有者数 1名                      |

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
  - ②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた権利の一部または全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)
    - (i) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
    - (ii) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
    - (iii) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数
2. 当社は、平成24年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

|                                                |                    | 第 6 回 新 株 予 約 権            |          |
|------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|----------|
| 発 行 決 議 日                                      |                    | 平成26年12月16日                |          |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                    | 1,470個                     |          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数<br>新 株 予 約 権 の 種 類 及 び |                    | 普通株式                       | 147,000株 |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                            |                    | 500円                       |          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                    | 新株予約権 1個当たり1,615円          |          |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                    | 平成28年4月1日から<br>平成35年1月6日まで |          |
| 主 な 行 使 の 条 件                                  |                    | (注)                        |          |
| 保有者数                                           | 取 締 役<br>(社外取締役除く) | 保有者数                       | 3名       |
|                                                | 社 外 監 査 役          | 保有者数                       | 1名       |

(注) 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、平成27年12月期から平成33年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- ②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④上記③にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として6ヶ月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

|                                            |                    | 第 8 回 新 株 予 約 権              |
|--------------------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                    | 平成29年3月29日                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                    | 990個                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 及 び 数       |                    | 普通株式 99,000株                 |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                        |                    | 無償                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                    | 新株予約権1個当たり100円               |
| 権 利 行 使 期 間                                |                    | 平成29年4月13日から<br>平成39年4月12日まで |
| 主 な 行 使 の 条 件                              |                    | (注)                          |
| 保有者数                                       | 取 締 役<br>(社外取締役除く) | 保有者数 3名                      |

(注) 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。）、または四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書（四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。）において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、または四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から平成39年4月12日までに、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③上記①及び②に加えて、新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - ア．平成29年4月13日から平成30年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の25%を上限として行使することができる。
  - イ．平成30年4月13日から平成31年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の50%を上限として行使することができる（前記アにおいて行使することが可能となっている25%を含む。）。
  - ウ．平成31年4月13日から平成32年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の75%を上限として行使することができる（前記イにおいて行使することが可能となっている50%を含む。）。
  - エ．平成32年4月13日から平成39年4月12日までは、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                            |           | 第 8 回 新 株 予 約 権                |         |
|--------------------------------------------|-----------|--------------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日                                  |           | 平成29年 3月29日                    |         |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |           | 330個                           |         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数      |           | 普通株式                           | 33,000株 |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                        |           | 無償                             |         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |           | 新株予約権1個当たり100円                 |         |
| 権 利 行 使 期 間                                |           | 平成29年 4月13日から<br>平成39年 4月12日まで |         |
| 主 な 行 使 の 条 件                              |           | (注)                            |         |
| 交付者数                                       | 当 社 使 用 人 | 交付者数                           | 3名      |

(注) 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。）、または四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書（四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。）において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、または四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から平成39年4月12日までに、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③上記①及び②に加えて、新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ア．平成29年4月13日から平成30年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の25%を上限として行使することができる。
  - イ．平成30年4月13日から平成31年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の50%を上限として行使することができる（前記アにおいて行使することが可能となっている25%を含む。）。
  - ウ．平成31年4月13日から平成32年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の75%を上限として行使することができる（前記イにおいて行使することが可能となっている50%を含む。）。
  - エ．平成32年4月13日から平成39年4月12日までは、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                  |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 安 徳 孝 平   |                                                          |
| 取締役執行役員   | 公 文 善 之   | プロダクト本部長                                                 |
| 取締役執行役員   | 高 木 和 成   | 管理本部長                                                    |
| 取 締 役     | 公 文 俊 平   | 多摩大学情報社会学研究所長                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 志 村 直 幸   | 公認会計士志村直幸事務所所長<br>ファロス税理士法人社員                            |
| 監 査 役     | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂綜合法律事務所パートナー<br>ウオンテッドリー株式会社社外取締役<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役 |
| 監 査 役     | 佐 藤 完     |                                                          |
| 監 査 役     | 安 川 新 一 郎 | グレートジャーニー合同会社代表社員                                        |

- (注) 1. 取締役 公文俊平は、社外取締役であります。当社は、取締役 公文俊平を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 常勤監査役 志村直幸、監査役 吉羽真一郎及び監査役 佐藤完並びに監査役 安川新一郎は、社外監査役であります。当社は、常勤監査役 志村直幸を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 常勤監査役 志村直幸は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

(当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額)

| 区 分                  | 員 数          | 報 酬 等 の 額              |
|----------------------|--------------|------------------------|
| 取<br>（う ち 社 外 取 締 役） | 4 名<br>(1 名) | 70,824千円<br>(6,000千円)  |
| 監<br>（う ち 社 外 監 査 役） | 4 名<br>(4 名) | 13,500千円<br>(13,500千円) |
| 合 計                  | 8 名<br>(5 名) | 84,324千円<br>(19,500千円) |

(注) 平成23年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億5千万円以内、監査役の報酬限度額は年額5千万円以内と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の仕事の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位       | 氏 名       | 兼職先の法人等       | 兼職の内容         |
|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 取 締 役     | 公 文 俊 平   | 多摩大学          | 情報社会学<br>研究所長 |
| 常 勤 監 査 役 | 志 村 直 幸   | 公認会計士志村直幸事務所  | 所長            |
|           |           | ファロス税理士法人     | 社員            |
| 監 査 役     | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂総合法律事務所    | パートナー         |
|           |           | ウォンテッドリー株式会社  | 社外取締役         |
|           |           | 株式会社スタジオアタオ   | 社外取締役         |
| 監 査 役     | 安 川 新 一 郎 | グレートジャーニー合同会社 | 代表社員          |

(注) 1. 当社と多摩大学との間に特別な関係はありません。  
2. 当社と公認会計士志村直幸事務所、ファロス税理士法人との間に特別な関係はありません。  
3. 当社と潮見坂総合法律事務所、ウォンテッドリー株式会社、株式会社スタジオアタオとの間に特別な関係はありません。  
4. 当社とグレートジャーニー合同会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位       | 氏 名       | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                       |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 公 文 俊 平   | 当期開催の取締役会14回中12回出席し、情報社会学の専門的見地から適宜発言を行っております。                            |
| 常 勤 監 査 役 | 志 村 直 幸   | 当期開催の取締役会14回すべてに出席、監査役会14回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。           |
| 監 査 役     | 吉 羽 真 一 郎 | 当期開催の取締役会14回中13回出席、監査役会14回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。             |
| 監 査 役     | 佐 藤 完     | 当期開催の取締役会14回中8回出席、監査役会14回中8回出席し、企業経営に関する高度な見識と経験から適宜発言を行っております。           |
| 監 査 役     | 安 川 新 一 郎 | 平成29年3月の就任後、当期開催の取締役会11回中9回出席、監査役会11回中10回出席し、IT分野における幅広い経験から適宜発言を行っております。 |

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員が、法令及び定款に適合し、企業倫理を遵守することで、社会的責任を果たすため、「行動規範」「コンプライアンス規程」等社内諸規程の整備と周知徹底を図ります。
- ②管理本部担当取締役を法令等遵守体制の整備にかかる責任者として、法令等遵守にかかる規程・マニュアルその他の関連規程の整備を行うとともに、法令等遵守にかかる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等、法令等遵守体制の充実に努めます。
- ③内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況並びに職務の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的に監査し、法令等遵守体制の改善に寄与します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」その他関連規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。
- ②取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」を制定し、潜在リスク及び顕在リスク情報に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。
  - ② リスクに関する情報を入手したときは、正確、かつ迅速に取締役会又は経営会議にて共有し、リスクの把握と分析並びに対応策について検討します。
  - ③ 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を統括責任者とする対策委員会を設置し、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
  - ② 取締役会のもとに毎週開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するとともに、業務執行状況の報告を行います。
  - ③ 業務執行においては、「組織規程」及び「職務権限規程」等社内諸規程に基づき権限委譲と責任の明確化を図ることで、担当する部門における職務執行の効率性を高めます。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 管理本部所属の使用人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助するものとします。
- (6) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
- ① 監査役は、監査役を補助する管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。
  - ② 前号の指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令は受けないものとし、また、監査役を補助する管理本部所属の使用人の人事考課については、事前に監査役の同意を得るものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。
  - ②取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
  - ③取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に重要な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度の通報内容等を速やかに報告する体制を整えます。
- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門と定期的に意見交換を行います。
  - ②監査役は会計監査人から定期的に監査の状況報告を受けることで監査の有効性、効率性を高めます。
  - ③監査役が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の専門家との連絡が行える体制を構築します。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図ります。
- ②財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある統制環境体制の整備及び運用を行います。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。
- ②管理本部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力等対応マニュアル」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社の全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度の評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|-------------|-----------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産     | 1,414,239 | 流 動 負 債         | 886,981    |
| 現 金 及 び 預 金 | 469,690   | 買 掛 金           | 290,723    |
| 売 掛 金       | 793,619   | 短 期 借 入 金       | 308,200    |
| 商 品         | 13,188    | リ ー ス 債 務       | 893        |
| 前 払 費 用     | 120,158   | 未 払 金           | 113,553    |
| そ の 他       | 17,583    | 未 払 費 用         | 38,879     |
| 固 定 資 産     | 267,986   | 未 払 法 人 税 等     | 9,887      |
| 投資その他の資産    | 267,986   | 前 受 金           | 100,312    |
| 投資有価証券      | 90        | 預 り 金           | 14,577     |
| 関係会社株式      | 0         | そ の 他           | 9,956      |
| 関係会社長期貸付金   | 10,000    | 固 定 負 債         | 52,032     |
| 敷金及び保証金     | 239,229   | リ ー ス 債 務       | 2,457      |
| 長期前払費用      | 18,666    | 資 産 除 去 債 務     | 49,574     |
| 資 産 合 計     | 1,682,226 | 負 債 合 計         | 939,014    |
|             |           | (純資産の部)         |            |
|             |           | 株 主 資 本         | 701,910    |
|             |           | 資 本 金           | 1,169,295  |
|             |           | 資 本 剰 余 金       | 1,168,295  |
|             |           | 資 本 準 備 金       | 1,168,295  |
|             |           | 利 益 剰 余 金       | △1,635,680 |
|             |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △1,635,680 |
|             |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △1,635,680 |
|             |           | 新 株 予 約 権       | 41,301     |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 743,211    |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,682,226  |

# 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)  
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 4,382,139 |
| 売 上 原 価                 |         | 4,178,617 |
| 売 上 総 利 益               |         | 203,522   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,118,317 |
| 営 業 損 失 ( △ )           |         | △914,795  |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 1,807   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 16,910  |           |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益         | 1,490   |           |
| そ の 他                   | 712     | 20,920    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 4,444   |           |
| 為 替 差 損                 | 355     |           |
| 支 払 手 数 料               | 12,000  |           |
| 株 式 交 付 費               | 358     |           |
| そ の 他                   | 101     | 17,259    |
| 経 常 損 失 ( △ )           |         | △911,133  |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 事 業 譲 渡 益               | 95,000  | 95,000    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 減 損 損 失                 | 170,118 |           |
| そ の 他                   | 5,000   | 175,118   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   |         | △991,251  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,290   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △10,690 | △8,400    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |         | △982,851  |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)  
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |              |                             |                         |                | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------------------------|-------------------------|----------------|--------------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                   |                         | 株 主 資 本<br>合 計 |              |            |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金<br>繰 上 益 | 繰 上 益<br>剰 余 金<br>繰 上 益 |                |              |            |
| 当 期 首 残 高                   | 1,169,245 | 1,168,245 | 1,168,245    | △652,828                    | △652,828                | 1,684,662      | 1,117        | 1,685,780  |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |              |                             |                         |                |              |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)     | 49        | 49        | 49           |                             |                         | 99             |              | 99         |
| 当期純損失(△)                    |           |           |              | △982,851                    | △982,851                | △982,851       |              | △982,851   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 (純 額) |           |           |              |                             |                         |                | 40,183       | 40,183     |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 49        | 49        | 49           | △982,851                    | △982,851                | △982,752       | 40,183       | △942,568   |
| 当 期 末 残 高                   | 1,169,295 | 1,168,295 | 1,168,295    | △1,635,680                  | △1,635,680              | 701,910        | 41,301       | 743,211    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の会計方針

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品 レンタル用商品については、レンタル期間（3～6か月）で定額償却をしております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法  
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準  
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記  
該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記  
(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「未収入金」(当事業年度は、1,240千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 106,606千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債務   |           |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 9,641千円   |

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

売上原価

57,736千円

### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所        | 用途     | 種類        | 減損損失     |
|-----------|--------|-----------|----------|
| 本社（東京都港区） | 事業所用設備 | 建物        | 99,130千円 |
|           |        | 工具、器具及び備品 | 36,575千円 |
|           |        | 商標権       | 400千円    |
|           |        | ソフトウェア    | 34,011千円 |

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、経営資源を集中する観点から開発を進めてまいりました女性向けタイトルを凍結いたしました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（170,118千円）として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 7,800,800株      | 800株           | 一株             | 7,801,600株     |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加800株は、新株予約権の行使による増加であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第3回<br>新株予約権 | 第5回<br>新株予約権 | 第6回<br>新株予約権 | 第8回<br>新株予約権 | 第9回<br>新株予約権 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         |
| 目的となる株式の数  | 286,640株     | 3,120株       | 164,000株     | 132,000株     | 180,000株     |
| 新株予約権の残高   | 一千円          | 一千円          | 820千円        | 38,861千円     | 1,620千円      |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金であります。全額評価性引当金を計上しているため、計上はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っており、資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

関係会社株式は、非上場の子会社株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的を確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 469,690千円 | 469,690千円 | －千円    |
| (2) 売掛金     | 793,619   | 793,619   | －      |
| (3) 敷金及び保証金 | 239,229   | 229,560   | △9,668 |
| 資産計         | 1,502,538 | 1,492,869 | △9,668 |
| (4) 買掛金     | 290,723   | 290,723   | －      |
| (5) 短期借入金   | 308,200   | 308,200   | －      |
| (6) 未払金     | 113,553   | 113,553   | －      |
| 負債計         | 712,476   | 712,476   | －      |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(4) 買掛金 (5) 短期借入金 (6) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 投資有価証券（貸借対照表計上額90千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額0千円）については、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引で開示すべき重要なものはありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 89円97銭   |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △125円99銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 行使価額修正条項付新株予約権の発行

当社は、平成29年12月26日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び、コミットメント契約を締結することを決議し、平成30年1月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当日

平成30年1月11日

② 発行新株予約権数

12,000個

③ 発行価額

本新株予約権1個当たり1,130円

④ 当該発行による潜在株式数

潜在株式数：1,200,000株（本新株予約権1個当たり100株）

下限行使価額においても、潜在株式数は1,200,000株です。

⑤ 資金調達額

1,629,560,000円（予定額）（注）

調達金額確定額は（2）新株予約権の行使による増資のとおりです。

⑥ 行使価額及び行使価額の修正条項

当初行使価額 1,355円

上限行使価額はありません。

下限行使価額は813円であります。

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げます。）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使下限価額を修正後の行使価額とします。

⑦ 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

⑧ 割当予定先

大和証券株式会社

⑨ 本新株予約権の行使期間

平成30年1月12日から平成32年1月14日まで（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

⑩ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑪ 調達する資金の具体的な用途

①既存のネイティブアプリケーションゲーム「櫻のキセキ」のマーケティング活動費用 400,000千円

②平成30年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーション2タイトルに係る開発費用 200,000千円

③平成30年12月期以降にリリース予定の上記②のネイティブアプリケーション2タイトルに係るマーケティング活動費用 800,000千円

④金融機関からの短期借入金の返済資金 229,560千円

## ⑫ その他

当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）及びコミットメント契約を締結する予定です。

- ・ 当社による本新株予約権の行使の要請
- ・ 当社による本新株予約権の行使の禁止
- ・ 大和証券による本新株予約権の取得に係る請求

また、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(2) 新株予約権の行使による増資

当事業年度終了後、平成30年2月15日までに、第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権のすべてについて権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は以下のとおりです。

|            |             |
|------------|-------------|
| ①行使新株予約権の数 | 12,000個     |
| ②発行した株式数   | 1,200,000株  |
| ③行使価額の総額   | 1,250,590千円 |
| ④資本金増加額    | 625,295千円   |
| ⑤資本準備金増加額  | 625,295千円   |

(注) 上記の結果、平成30年2月15日現在の普通株式の発行済株式総数は9,001,600株、資本金は1,794,590千円、資本準備金1,793,590千円となっております。

# 計算書類に係る監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

株式会社enish

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 田 英 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社enishの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に行使価額修正条項付新株予約権の発行及び行使による増資が記載されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月2日

株 式 会 社 e n i s h 監 査 役 会

常勤社外監査役 志 村 直 幸 ㊟

社 外 監 査 役 吉 羽 真 一 郎 ㊟

社 外 監 査 役 佐 藤 完 ㊟

社 外 監 査 役 安 川 新 一 郎 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | <small>あんたく こうへい</small><br>安徳 孝平<br>(昭和46年12月<br>6日生) | 平成8年4月 ㈱イエルネット取締役就任<br>平成11年6月 ピー・アイ・エム㈱取締役<br>就任<br>平成12年8月 ヤフー㈱入社<br>平成21年5月 当社代表取締役就任<br>平成23年6月 当社取締役就任<br>平成23年9月 当社執行役員就任<br>平成24年2月 当社プロダクト本部長就任<br>平成26年3月 当社代表取締役就任(現任) | 827,560株       |
| 2         | <small>くもん よしゆき</small><br>公文 善之<br>(昭和49年12月<br>26日生) | 平成11年6月 ピー・アイ・エム㈱取締役<br>就任<br>平成12年8月 ヤフー㈱入社<br>平成21年5月 当社代表取締役就任<br>平成23年6月 当社取締役就任(現任)<br>平成23年9月 当社執行役員就任(現任)<br>平成24年2月 当社プロダクト本部副本部<br>長就任<br>平成26年3月 当社プロダクト本部長就任<br>(現任)  | 827,560株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | たかぎ かずなり<br>高木 和成<br>(昭和43年11月<br>13日生) | 平成8年4月 ジャスコ(株)(現イオン(株))<br>入社<br>平成9年7月 (株)ソフマップ入社 総合企画<br>室室長<br>平成15年5月 (株)マリンコンサルティング<br>入社 部長<br>平成17年12月 (株)エイドステーション入社<br>部長<br>平成23年6月 当社入社<br>平成26年3月 当社執行役員管理本部長<br>就任(現任)<br>平成27年3月 当社取締役就任(現任)                                                                                                                                      | 1,480株         |
| 4         | くもん しゅんぺい<br>公文 俊平<br>(昭和10年1月<br>20日生) | 昭和45年1月 カナダ カールトン大学客員<br>准教授<br>昭和46年9月 経済企画庁客員研究官<br>昭和53年1月 東京大学教養学部教授<br>昭和63年12月 米国ワシントン大学客員・<br>研究教授<br>平成2年9月 国際大学教授<br>平成5年10月 国際大学グローバル・コミュニ<br>ケーション センター所<br>長<br>平成8年3月 (公財)ハイパーネットワー<br>ク社会研究所理事長<br>平成16年4月 多摩大学情報社会学研究所<br>長(現任)<br>平成25年6月 (公財)ハイパーネットワー<br>ク社会研究所評議員会会長<br>平成26年3月 当社社外取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>多摩大学情報社会学研究所長 | 300株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※ 5       | かわひら かずと<br>川平 一人<br>(昭和49年11月<br>9日生) | 平成8年4月 ㈱ゲームアーツ入社<br>平成18年12月 ㈱トイロジック入社 執行役<br>員<br>平成27年5月 当社入社 PMO室長<br>平成28年7月 当社執行役員 CT0就任<br>(現任)<br>平成29年1月 当社技術本部本部長就任<br>(現任) | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 公文俊平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、公文俊平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏が原案どおり取締役に選任されたときは、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、公文俊平氏は、当社取締役である公文善之氏の叔父であります。会社法が定める社外取締役の要件を満たしていることはもとより、東京証券取引所が定める独立役員制度に関する独立性基準にも抵触しないこと、並びに当社社外取締役に就任するまで当社及び当社の子会社と一切の関係を有したことがないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4. 公文俊平氏は、情報社会学の開拓者として長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役としての選任をお願いするものであり、また同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 公文俊平氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

6. 当社は、公文俊平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり取締役を選任されたときは、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. ※印は、新任の取締役候補者であります。
8. 川平氏は、現在当社のCTO兼執行役員及び技術本部本部長であり、当社の開発技術全般における責任者としての実績と開発技術に関する高い見識を経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年12月31日現在)

|     |                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称  | 東邦監査法人                                                                                                                    |
| 事務所 | 東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号                                                                                                       |
| 沿革  | 昭和54年3月 設立                                                                                                                |
| 概要  | 資本金 19百万円<br>構成人員<br>代表社員・社員 12名<br>公認会計士（常勤） 5名<br>公認会計士（非常勤） 23名<br>その他職員（常勤） 3名<br>その他職員（非常勤） 1名<br>合計 44名<br>関与社数 73社 |

(注) 監査役会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への深い理解等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

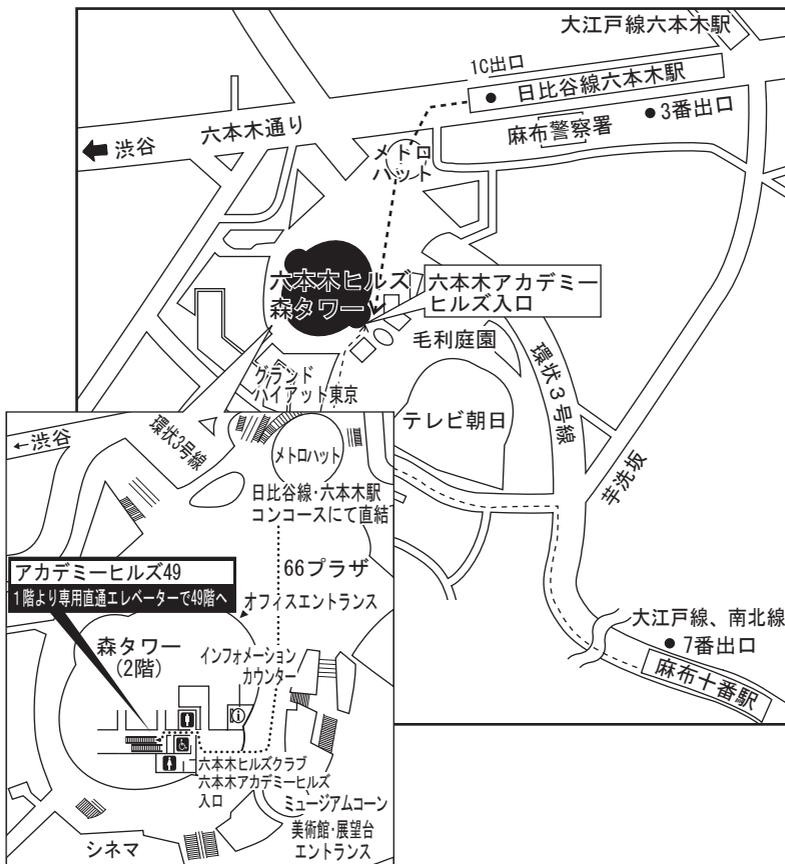
以上

## 第9回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー49階

六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール



### 交通ご案内

- <地下鉄> 東京メトロ日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩約10分  
都営大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩約10分  
都営大江戸線麻布十番駅より7番出口 徒歩約18分  
東京メトロ南北線麻布十番駅より7番出口 徒歩約18分

- <バス> 都営01系統バス/渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車(森タワー1階) 徒歩約5分  
都営01系統バス/新橋～渋谷「六本木六丁目」下車(六本木通り) 徒歩約10分  
六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。